

第55期

# 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2026年6月24日（水曜日）  
午前10時30分（受付開始 午前10時）

## 場所

東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号  
YUITO 日本橋室町野村ビル6階  
野村コンファレンスプラザ日本橋 中ホール1

※会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えないようにご注意ください。

株式会社京都きもの友禅ホールディングス

証券コード：7615



KYOTO  
KIMONO YUZEN  
HOLDINGS

## 議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 資本金の額の減少の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

事前に議決権を有効に行使いただきました株主様には、議案の賛否にかかわらず、お一人につきQ.U.Oカード1枚（500円分）を後日お送りさせていただきます。

## 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。  
このたび、第55期の事業報告をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

### 「再生」から「実行」へ ― 黒字化の実現と構造改革の前進

当社グループは、持続的な成長に向けた3ヵ年計画を推進しております。当連結会計年度は、前期までの「再生フェーズ」で取り組んできた構造改革を、具体的な成果へとつなげる「実行フェーズ」と位置づけた一年でした。

コスト構造改革、マーケティング施策の転換、安定した受注確保などに全社一丸で取り組み、利益体質の改善が大きく進みました。守りと攻めの両面において、着実な手応えが表れた一年となりました。

これらの取り組みにより、当社グループは5期ぶりの黒字化を実現いたしました。これは、3ヵ年計画が着実に進捗し、当社グループが次の成長に向けた歩みを確かなものにつつまあることを示すものと考えております。

### 「実行」から「成長」へ ― Missionの新設と事業戦略への展開

今後の持続的成長のためには、利益体質の改善に加え、これからの事業と組織の進む方向を、会社として明確にすることが重要と考えております。こうした考えから、当社、創業より約半世紀を経た今、新たなMission「記憶に、そして心に。」を新設いたしました。

きものは、お客様の大切な時間に寄り添い、記憶に深く残る存在です。今回新設したMissionは、当社がこれまで大切にしてきた価値観をあらためて言語化し、今後の事業と組織を動かしていく共通の軸として明確にしたものです。

今後は、今期の成果に留まることなく、Missionを中核に据え、一人ひとりのお客様と大切な記憶を共につくり、その心の時間に寄り添う企業として、全てのステークホルダーの皆様と共に、次の成長へと力強く歩みを進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2026年6月  
株式会社京都きもの友禅ホールディングス  
代表取締役社長 浅香 竜也

(証券コード 7615)  
2026年6月8日  
(電子提供措置の開始日 2026年5月30日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋大伝馬町14番1号  
株式会社京都きもの友禅ホールディングス  
代表取締役社長 浅 香 竜 也

## 第55期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第55期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.kyotokimonoyuzenholdings.co.jp/ir/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますと、4ページに記載の「議決権行使についてのご案内」に従って、2026年6月23日（火曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月24日（水曜日）午前10時30分（受付開始 午前10時）
2. 場 所 東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号  
YUITO 日本橋室町野村ビル6階  
野村コンファレンスプラザ日本橋 中ホール1  
※会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場  
ご案内図」をご参照のうえ、お間違のないようご注意ください。

### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第55期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第55期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 資本金の額の減少の件  
**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件  
**第4号議案** 監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

~~~~~  
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトはその旨、修正前及び修正後の内容を掲載させていただきます。

◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第20条の規定に基づき、以下の事項を記載しておりません。

- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ・連結計算書類の「連結注記表」
- ・計算書類の「個別注記表」

なお、監査等委員会及び会計監査人は上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

◎書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類をご送付しております。

◎本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

〈当日ご出席の株主様へのごお願い〉

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

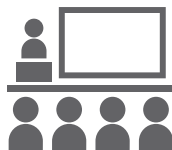
◎代理人によるご出席の場合は、当社定款に従い、代理人は当社の議決権を有する他の株主様1名のみとさせていただきます。その際、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面（委任状）を会場受付にご提出ください。

## 議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権をご行使いただくには以下の3つの方法がございます。

### 株主総会へ出席する場合



**開催日時** 2026年6月24日（水曜日）午前10時30分

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、第55期定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

### 議決権行使書を郵送する場合



**行使期限** 2026年6月23日（火曜日）午後6時まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

### インターネットで議決権を行使する場合



**行使期限** 2026年6月23日（火曜日）午後6時まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、議決権をご行使ください。

詳しくは次ページをご覧ください。

## 「スマート行使」によるご行使

### 1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

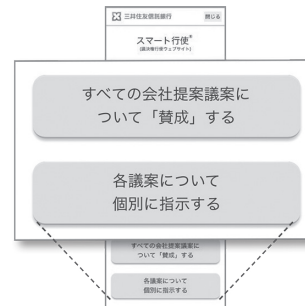
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコード<sup>®</sup>は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



### 2 議決権行使ウェブサイトを開く 以降は画面の案内に従って賛否をご入力 ください。

表示されたURLを開くと  
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。  
議決権行使方法は2つあります。



### 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが次ページの「議決権行使ウェブサイトによるご行使」をご参照いただき、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、下記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。



## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期において5期ぶりの黒字化を実現したことから、以下のとおり復配いたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき1円50銭 総額31,049,346円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月25日

## 第2号議案 資本金の額の減少の件

今後の機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とするため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行い、その全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する資本金の額

資本金642,693,289円のうち542,693,289円を減少し、減少後の資本金の額を100,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少が効力を生じる日

2026年6月24日

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。なお、取締役服部雅親は、子会社である京都きもの友禅株式会社の業務に専念するため、本総会終結の時をもって退任いたします。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

本議案は、独立社外取締役を過半数とするグループ指名・報酬委員会の審議を経て、その答申に基づき取締役会において決定したものであります。また、監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                     | 現在の当社における地位 |    |
|-------|------------------------|-------------|----|
| 1     | あさ か たつ や<br>浅 香 竜 也   | 代表取締役社長     | 再任 |
| 2     | はし もと かず ゆき<br>橋 本 和 之 | 常務取締役       | 再任 |

## ▶ 略歴・当社における地位及び担当

- 2001年 4月 東京通運(株) (現 SBSロジコム(株)) 入社
- 2005年 3月 トーセイ(株)入社
- 2010年 7月 (株)曾我入社
- 2014年 6月 (株)エポックジャパン (現 (株)きずなホールディングス) 入社
- 2017年 6月 当社入社
- 2018年 4月 当社総務人事部長就任
- 2019年10月 執行役員総務人事部長就任
- 2021年10月 (株)京都きもの友禅友の会取締役就任
- 2022年 4月 当社執行役員経営管理本部長兼総務人事部長就任
- 2023年 4月 執行役員管理本部長兼経営管理部長兼総務人事部長就任
- 2023年 6月 取締役管理本部長兼経営管理部長兼総務人事部長就任  
京都きもの友禅(株)取締役就任
- 2024年 4月 当社常務取締役管理本部長兼経営管理部長兼総務人事部長就任
- 2024年 6月 当社代表取締役社長管理本部長兼経営管理部長兼総務人事部長就任
- 2025年 3月 当社代表取締役社長管理本部長就任 (現任)
- 2026年 4月 京都きもの友禅(株)代表取締役社長就任 (現任)  
(株)京都きもの友禅友の会代表取締役社長就任 (現任)

## ▶ 重要な兼職の状況

- 京都きもの友禅(株) 代表取締役社長
- (株)京都きもの友禅友の会 代表取締役社長

## ▶ 取締役候補者とした理由

浅香竜也氏は、代表取締役社長として、経営体制の整備、組織改革及び収益構造の改善を推進し、グループ全体の経営基盤の強化に貢献してまいりました。特に、構造改革及び販売改革の実行を通じて、5期ぶりの黒字化を実現するとともに、意思決定体制の見直し、Missionの策定、グループ指名・報酬委員会の設置をはじめとするガバナンス体制の強化等、持続的な成長に向けた基盤整備を主導しております。これらの実行力、経営全般に関する知見及び変革を推進するリーダーシップは、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

**▶ 略歴・当社における地位及び担当**

- 2000年3月 当社入社
- 2010年4月 営業一部長就任
- 2013年4月 営業副本部長兼営業一部長就任
- 2013年6月 取締役営業副本部長兼営業一部長就任
- 2015年4月 取締役営業副本部長兼営業一部長兼営業二部長就任
- 2017年5月 取締役営業部長就任
- 2019年5月 (株)京都きもの友禅友の会取締役就任
- 2019年6月 当社常務取締役就任
- 2021年4月 京都きもの友禅(株)代表取締役社長就任
- 2023年4月 当社専務取締役就任  
京都きもの友禅(株)代表取締役社長戦略本部長就任  
(株)京都きもの友禅友の会代表取締役社長就任
- 2024年4月 当社常務取締役就任（現任）  
京都きもの友禅(株)取締役営業本部長就任
- 2026年4月 京都きもの友禅(株)常務執行役員営業本部長兼商品本部長就任（現任）

**▶ 重要な兼職の状況**

京都きもの友禅(株) 常務執行役員営業本部長兼商品本部長

**▶ 取締役候補者とした理由**

橋本和之氏は、営業部門の責任者として長年にわたり販売戦略の立案・実行及び営業現場のマネジメントに携わり、当社グループの収益基盤の維持・強化に貢献してまいりました。特に、営業現場の課題把握、店舗運営の改善、商品施策との連動、販売管理体制の整備等を通じて、収益性の向上と販売品質の向上に取り組んでおります。また、営業本部長兼商品本部長として、顧客ニーズを踏まえた商品展開と、店舗現場における実行を一体で推進できる知見と実行力を有しております。これらの経験及び営業現場に精通した実行力は、Missionの実現、顧客価値の向上及び既存事業の収益基盤強化に不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 上記候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の職務の執行に関し損害賠償請求がされた場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任された場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

## 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役有川勉氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

あり かわ つとむ  
**有川 勉**

1955年4月18日生

当社株式所有数： - 株

社外 独立 再任

### ▶ 略歴・当社における地位及び担当

- 1981年4月 (株)東京オールスタイル入社
- 1989年10月 センチュリー監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所
- 1993年8月 公認会計士登録
- 2009年7月 新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) パートナー
- 2017年11月 有川公認会計士事務所開業  
(株)スペースエージェンシー(非常勤) 顧問
- 2018年6月 (株)コア社外取締役(監査等委員)
- 2019年5月 (株)京都きもの友禅友の会監査役(現任)
- 2019年6月 当社社外監査役就任
- 2020年6月 社外取締役(常勤監査等委員) 就任(現任)
- 2021年4月 京都きもの友禅(株)監査役就任(現任)

### ▶ 重要な兼職の状況

- 公認会計士
- 京都きもの友禅(株) 監査役
- (株)京都きもの友禅友の会 監査役

### ▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

有川勉氏は、公認会計士として財務及び会計に関する高い専門的知見並びに豊富な経験を有しており、リスクマネジメント、コンプライアンス及び内部統制に関する知見を活かし、当社の経営監督機能の強化に貢献してまいりました。また、当社社外監査役及び監査等委員である社外取締役として、独立した客観的な立場から、取締役会及び監査等委員会において適切な助言・提言を行っております。さらに、2026年3月にグループ指名・報酬委員会の委員長に就任し、役員の指名・報酬および後継者計画に関する審議を主導しております。過去に会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記の専門性及び当社における社外役員としての経験を踏まえ、当社グループのガバナンス体制の強化、財務報告の信頼性向上及び持続的な企業価値向上に不可欠な人材であると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いする

ものであります。なお、同氏は2019年6月より1年間当社社外監査役を務めており、2020年6月より6年間当社社外取締役（常勤監査等委員）を務めております。

- (注) 1. 上記候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 有川勉氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
3. 本議案が原案どおり承認可決された場合は、当社は有川勉氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の職務の執行に関し損害賠償請求がされた場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が取締役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

## 取締役及び監査等委員である取締役のスキル・マトリックス

| 氏名      | 役職                 | 独立性 | 主な専門性           |                 |                |                     |       |             |                 |                                |
|---------|--------------------|-----|-----------------|-----------------|----------------|---------------------|-------|-------------|-----------------|--------------------------------|
|         |                    |     | グループ経営・<br>資本戦略 | 事業戦略・<br>収益構造改革 | 営業・商品・<br>店舗運営 | 顧客マーケティング・<br>LTV向上 | 財務・会計 | 人事・<br>組織開発 | コーポレート<br>ガバナンス | リスクマネ<br>ジメント・<br>コンプライ<br>アンス |
| 浅 香 竜 也 | 代表取締役社長            |     | ●               | ●               |                |                     | ●     | ●           | ●               | ●                              |
| 橋 本 和 之 | 常務取締役              |     |                 | ●               | ●              | ●                   |       | ●           |                 |                                |
| 有 川 勉   | 社外取締役<br>(常勤監査等委員) | ○   |                 |                 |                |                     | ●     |             | ●               | ●                              |
| 宮 澤 佐和子 | 社外取締役<br>(監査等委員)   | ○   |                 |                 |                |                     | ●     |             | ●               | ●                              |
| 漆 原 梢   | 社外取締役<br>(監査等委員)   | ○   |                 |                 |                |                     |       |             | ●               | ●                              |

※本表は、各取締役及び各監査等委員である取締役が有するすべての知見・経験を表すものではなく、当社グループのMission及び中期経営計画の実現に向けて、特に期待される主な専門性を示したものです。

※本表は、本総会で各議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会構成を前提としております。

以 上

# 第 55 期 事 業 報 告

(2025年 4 月 1 日から  
2026年 3 月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、景気は緩やかな回復傾向が続きました。一方で、原材料・エネルギー価格の高騰に伴う物価上昇の継続や米国の今後の政策動向、金融市場の変動、さらには緊迫化する地政学的リスクが供給網に与える影響など、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社グループでは、2025年3月期を利益体質への転換に向けた「再生フェーズ」として進めてきた取り組みを踏まえ、当連結会計年度を、前期に進めた施策の成果を実際の業績に結びつける「実行フェーズ」とし、黒字化の実現を最優先の経営課題として、全社一丸で経営体質の改善に取り組んでまいりました。2025年3月期に策定した重点施策を基軸に、重点領域の選択と集中を実行いたしました。また、各施策の進捗と成果を主要指標により継続的に検証し、その結果を機動的に施策に反映することで、収益基盤の強化が着実に進み、2021年3月期以来となる通期での営業黒字を達成いたしました。

売上面では、各種プロジェクトの効果により安定した受注確保が実現いたしました。和装事業全体として、販売プロセスの改革と営業施策の転換が奏功し、当連結会計年度の売上高については、前年同期比15.3%増の5,951百万円となりました。

利益面では、当連結会計年度の粗利益率は前年同期と比較して2.8ポイント上昇し61.5%となりました。これは、在庫構成の見直し、販売単価の適正化などを通じて、主要商材の原価率が改善したことによるものです。また、不採算店舗の統廃合や適切な広告・販促費の見直し、間接コストの最適化など、一連のコスト構造改革の効果もあり、当連結会計年度における営業利益は259百万円（前年同期は営業損失734百万円）、経常利益は258百万円（同経常損失747百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は221百万円（同親会社株主に帰属する当期純損失923百万円）となり、前年同期から1,144百万円改善し、大幅な黒字転換を果たしました。

「和装事業」における売上区分別の状況は次のとおりです。  
(一般呉服等)

「一般呉服」等については、顧客基盤への取り組み強化や収益管理の徹底により、受注確保に努めてまいりました。一方で、2025年3月期中に実施した店舗網の見直しに伴う一部

閉店の影響により、受注高は前年同期比1.7%減となりました。

#### (振袖)

「振袖」販売及びレンタルについては、当期の重点施策である集客施策の見直しとの連動強化の効果により、来店客数は前年同期比、及び計画対比のいずれにおいても大きく伸びました。また、店舗営業施策との連動強化の効果もあり、振袖に関する受注高は、期を通して好調に推移し、前年同期比27.9%増となりました。

#### (写真撮影・オンラインストア)

「写真撮影」関連については、独立店舗型の「写真スタジオクラネ」を全店閉店し、和装店舗内に撮影スタジオを併設する運営体制へ方針転換いたしました。和装店舗とのさらなる連携強化を進めており、当期においては、振袖成約者を中心とした撮影需要の取り込みが進展しております。また、前述の閉店の影響により、売上高は前年同期比12.1%減となった一方、運営効率の改善、営業利益ベースでは改善いたしました。

「オンラインストア」については、自社サイト運用の改善等により自社サイトへのアクセス数が伸び、振袖販売及びレンタルの売上が好調に推移いたしました。また、市場動向や季節需要に応じた商品ラインナップの拡充により、振袖以外の和装商品についても堅調に推移し、全体の売上高は前年同期比14.8%増となりました。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は26百万円で、その主なものは当社の店舗改装等に伴う内部造作等設備であります。

### (3) 資金調達の状況

当社は、2025年8月13日に第三者割当による第5回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第6回新株予約権を発行しました。2026年3月31日までに合計6,652,300株の新株式を発行し、890百万円の資金調達を行いました。

また、運転資金として短期借入金250百万円の資金調達を実施いたしました。

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、2025年3月期を「再生フェーズ」、2026年3月期を「実行フェーズ」と位置づけ、構造改革及び販売改革を進めてまいりました。その結果、2026年3月期において通期営業黒字を達成し、収益改善に成果を上げることができました。

一方で、当社グループは、過去の業績低迷を一時的な外部環境の影響のみによるものでは

なく、複数の経営課題が顕在化した結果であると認識しております。具体的には、既存事業の収益基盤の強化、顧客導線全体の最適化、外部環境の変化に応じたビジネスモデルの見直し及び新たな施策の企画・実行、並びに成長を支える人的資本、販売品質及び経営基盤・ガバナンス体制の整備等が、引き続き重要な課題であります。これらの課題を解決し、2027年3月期を「成長フェーズ」と位置づけて持続的な成長を実現していくためには、2026年3月期の黒字化を一過性の成果にとどめず、持続的に利益を創出できる経営基盤へと高めていくとともに、当期に策定したMission「記憶に、そして心に。」のもとで、事業・組織・経営基盤の進化と、中長期的な企業価値向上に資する成長投資を通じて、持続的な成長モデルへ移行していく必要があると認識しております。

また、当社グループは、これらの課題に対して既に各種施策に着手しており、今後はその取り組みを一層具体化・定着させてまいります。以下、当社グループの主な対処すべき課題は次のとおりであります。

#### ① 収益の再現性・安定性の強化

2026年3月期の黒字化を通過点とし、売上、売上総利益、販管費、店舗収益性等の管理精度を一層高めることにより、収益の再現性と安定性を強化してまいります。また、当期の黒字化は、四半期を通じた安定的な受注の確保と着実な売上計上の積み上げによるところも大きく、月次・四半期単位での着地精度の向上を図るとともに、各セグメント及び施策ごとの成果検証を継続し、環境変化に応じた迅速な改善を行うことにより、持続的に利益を創出できる経営体制の確立を進めてまいります。

#### ② 既存事業の収益基盤の強化

振袖、一般呉服、写真、EC、友の会等の各事業を個別最適ではなく顧客導線全体で捉え直し、顧客接点の強化とLTVの最大化を通じて、既存事業の収益力向上を図ってまいります。特に、主力事業である振袖については、来店から成約、前撮り、納品後のフォロー、周辺商材に至るまでを一体的に設計し、一般呉服については、新規顧客の創出、既存顧客との継続的な関係強化及び商材の拡充を通じて、事業全体として安定的な収益基盤を強化してまいります。

#### ③ Missionを中核とした経営戦略の推進

当期に策定したMission「記憶に、そして心に。」を、当社グループの存在意義を示す原点と位置づけ、全社の判断と行動の基準として浸透させることにより、商品販売という行為そのものをお客様の記憶と心に残る価値提供へと高めてまいります。さらに、Missionを中核として、人的資本の強化、販売品質の向上、ガバナンス体制の進化及び成長投資を含め

た経営戦略全体を一体的に推進することにより、持続的な成長モデルの構築を進めてまいります。

#### ④ 人的資本の強化と組織基盤の整備

人事制度、教育制度、働く環境等の整備を通じて、仲間を尊重し、安心して働ける職場づくりを進めるとともに、社員一人ひとりが自分らしく力を発揮し、安心して長く働き、成長できる組織づくりを進めてまいります。また、人的資本の強化を重要な経営課題と位置づけ、店舗人材、本社、管理職、経営人材を含めた全社的な育成、適正配置及びマネジメント力の向上を図ることで、組織全体の生産性と実行力の向上につなげてまいります。

#### ⑤ 成長投資と事業ポートフォリオの再構築

既存事業の収益基盤の強化に加え、中長期的な企業価値向上に資する成長投資やM&Aについても、資本効率、収益性、財務健全性を踏まえながら、必要に応じて検討・実行してまいります。その際、既存事業との連携可能性や投資回収の確度を見極めつつも、Missionを起点とした持続的な成長につながる事業ポートフォリオの構築を進めてまいります。

#### ⑥ ガバナンス体制の進化

持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、当期に設置したグループ指名・報酬委員会の運用を通じた指名・報酬・後継者計画の審議体制の整備、意思決定プロセスの透明性・客観性の向上、並びに執行体制の実効性向上を通じて、ガバナンス体制の進化を図ってまいります。

## (5) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                             | 期 別 | 第 52 期     | 第 53 期     | 第 54 期    | 第 55 期                |
|---------------------------------|-----|------------|------------|-----------|-----------------------|
|                                 |     | 2023年3月期   | 2024年3月期   | 2025年3月期  | (当連結会計年度)<br>2026年3月期 |
| 売 上 高 (千円)                      |     | 8,329,818  | 7,022,866  | 5,161,206 | 5,951,600             |
| 経常利益又は経常損失 (△) (千円)             |     | △265,081   | △1,055,705 | △747,079  | 258,230               |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (△) (千円) |     | △468,978   | △1,342,791 | △923,106  | 221,413               |
| 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)       |     | △41.46     | △119.47    | △74.30    | 13.35                 |
| 総 資 産 (千円)                      |     | 10,898,157 | 8,914,704  | 7,276,661 | 8,160,061             |
| 純 資 産 (千円)                      |     | 4,111,265  | 2,710,390  | 1,979,310 | 3,098,459             |
| 1株当たり純資産額 (円)                   |     | 366.71     | 240.77     | 140.90    | 149.57                |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数で各々除し、円単位で表示し銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。
3. 「株式給付型E S O P」制度において信託口が保有する当社の普通株式を、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、「株式給付型E S O P」は、2025年9月をもって終了しております。
4. 第55期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

## ② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分 \ 期 別                 | 第 52 期<br>2023年 3 月期 | 第 53 期<br>2024年 3 月期 | 第 54 期<br>2025年 3 月期 | 第 55 期<br>(当期)<br>2026年 3 月期 |
|---------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|------------------------------|
| 売上高及び営業収益 (千円)            | 589,200              | 563,200              | 412,360              | 423,072                      |
| 経常利益又は経常損失 (△) (千円)       | 83,321               | 122,110              | △29,450              | 61,097                       |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)     | △447,393             | △1,342,442           | △936,778             | 219,561                      |
| 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円) | △39.55               | △119.44              | △75.40               | 13.24                        |
| 総 資 産 (千円)                | 5,123,983            | 3,640,512            | 2,151,851            | 2,918,832                    |
| 純 資 産 (千円)                | 3,611,594            | 2,211,069            | 1,466,316            | 2,583,613                    |
| 1株当たり純資産額 (円)             | 322.14               | 196.42               | 104.38               | 124.70                       |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数で各々除し、円単位で表示し銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。
3. 「株式給付型E S O P」制度において信託口が保有する当社の普通株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、「株式給付型E S O P」は、2025年9月をもって終了しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                         | 資本金       | 議決権比率  | 主要な事業内容  |
|-----------------------------|-----------|--------|----------|
| 京 都 き も の 友 禪 株 式 会 社       | 10,000千円  | 100.0% | 和装事業     |
| 株 式 会 社 京 都 き も の 友 禪 友 の 会 | 100,000千円 | 100.0% | 前払式特定取引業 |

## (7) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループは、当社、連結子会社である京都きもの友禅株式会社及び株式会社京都きもの友禅友の会の3社により構成されており、呉服等の販売を主たる事業としております。

（連結子会社）

京都きもの友禅株式会社

振袖等を中心とした呉服販売及びレンタルを主とし、それに関連する宝飾品等の販売を行う全国チェーン展開による小売業を営んでおります。加えて、呉服に付随した写真撮影スタジオの運営及びオンラインストアでの呉服関連商品の販売を行っております。

また、顧客に対して販売代金等の割賦販売業務を行っております。

株式会社京都きもの友禅友の会

割賦販売法に基づき会員積立業務を営む前払式特定取引業者であり、入会会員には毎月一定額を積み立てていただく「お買物カード」を発行し、積立金利用の際には積立金額にボーナス分をプラスすることによって、京都きもの友禅株式会社の販売促進の助成(呉服販売の取次ぎ一割賦販売法第2条第5項)を行っております。

### (8) 主要な営業所等 (2026年3月31日現在)

- ① 当社本社 東京都中央区日本橋大伝馬町14番1号
- ② 店 舗

| 地 方 別 | 店舗数 | 都 道 府 県 別                                     |
|-------|-----|-----------------------------------------------|
| 北 海 道 | 1   | 北海道1店                                         |
| 東 北   | 2   | 福島県1店、岩手県1店                                   |
| 関 東   | 17  | 栃木県1店、茨城県1店、埼玉県2店、千葉県4店、東京都6店、<br>神奈川県3店      |
| 中 部   | 10  | 新潟県1店、石川県1店、静岡県3店、愛知県2店、<br>三重県1店、岐阜県1店、長野県1店 |
| 近 畿   | 4   | 京都府1店、大阪府2店、兵庫県1店                             |
| 中 国   | 2   | 岡山県1店、広島県1店                                   |
| 四 国   | 1   | 香川県1店                                         |
| 九 州   | 3   | 福岡県2店、熊本県1店                                   |
| 合 計   | 40  |                                               |

### (9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 335名 | 26名減   | 51.4歳 | 16.1年  |

(注) 上記には定時社員38名を含んでおりません。

### (10) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

| 借入先        | 借入額       |
|------------|-----------|
| 株式会社きらぼし銀行 | 100,000千円 |
| 株式会社千葉銀行   | 50,000千円  |
| 株式会社武蔵野銀行  | 50,000千円  |
| 株式会社群馬銀行   | 50,000千円  |



### 3. 会社の新株予約権等に関する状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2025年8月13日開催の取締役会決議に基づき発行した第5回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第6回新株予約権

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の総数           | 137,000個<br>第5回新株予約権 98,000個<br>第6回新株予約権 39,000個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 発行価額               | 総額5,444,000円<br>(第5回新株予約権1個につき46円、第6回新株予約権1個につき24円)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 普通株式 13,700,000株<br>(新株予約権1個につき100株)<br>第5回新株予約権 9,800,000株<br>第6回新株予約権 3,900,000株                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 行使価額及び行使価額の修正条件    | 当初行使価額は、第5回新株予約権につき84.6円（発行決議直前取引日の終値の90%）、第6回新株予約権につき112.8円（発行決議直前取引日の終値の120%）です。<br>第5回新株予約権の行使価額は、2025年9月2日以降、第5回新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下、「第5回新株予約権修正日」といいます。）の属する週の前週の最終取引日（以下、「第5回新株予約権修正基準日」といいます。）の株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（当該取引日に終値がない場合には、その直前の終値）（以下「東証終値」といいます。）の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額（以下、「第5回新株予約権修正日価額」といいます。）が、当該第5回新株予約権修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合 |

|                 |                                                                                                                                                                       |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行使価額及び行使価額の修正条件 | 又は下回る場合には、行使価額は、当該第5回新株予約権修正日に、当該第5回新株予約権修正日価額に修正されます（修正後の行使価額を以下「第5回修正後行使価額」といいます）。但し、かかる算出の結果、第5回修正後行使価額が下限行使価額である47.0円を下回る場合には、第5回修正後行使価額は下限行使価額とします。上限行使価額はありません。 |
| 新株予約権の行使期間      | 2025年9月1日から2028年8月29日                                                                                                                                                 |
| 割当先             | 第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をCantor Fitzgerald Europeに対して割当てております。                                                                                                        |

(注) 第6回新株予約権につきましては、2026年3月18日開催の取締役会において、残存する全ての新株予約権の取得及び消却について決議し、2026年4月20日付で全ての新株予約権を取得及び消却いたしました。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等（2026年3月31日現在）

| 地 位                  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                               |
|----------------------|---------|--------------------------------------------|
| 代表取締役社長              | 浅 香 竜 也 | 管理本部長<br>京都きもの友禅(株)取締役<br>(株)京都きもの友禅友の会取締役 |
| 常 務 取 締 役            | 橋 本 和 之 | 京都きもの友禅(株)取締役営業本部長<br>(株)京都きもの友禅友の会代表取締役社長 |
| 取 締 役                | 服 部 雅 親 | 京都きもの友禅(株)代表取締役社長商品本部長<br>(株)京都きもの友禅友の会取締役 |
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員)   | 有 川 勉   | 公認会計士<br>京都きもの友禅(株)監査役<br>(株)京都きもの友禅友の会監査役 |
| 取 締 役<br>(監 査 等 委 員) | 宮 澤 佐和子 | 公認会計士                                      |
| 取 締 役<br>(監 査 等 委 員) | 漆 原 梢   | 弁護士                                        |

- (注) 1. 取締役 有川勉氏、宮澤佐和子氏及び漆原梢氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、有川勉氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役 有川勉氏、宮澤佐和子氏及び漆原梢氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員 有川勉氏及び宮澤佐和子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員 辻友崇氏及び細川大輔氏は、2025年6月25日開催の第54期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
6. 当社は、執行役員制度を導入しておりますが、当事業年度末日では該当者はおりません。
7. 当事業年度末日後に以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

| 氏 名     | 新                                         | 旧                                          | 異動年月日     |
|---------|-------------------------------------------|--------------------------------------------|-----------|
| 浅 香 竜 也 | 京都きもの友禅(株)代表取締役社長<br>(株)京都きもの友禅友の会代表取締役社長 | 京都きもの友禅(株)取締役<br>(株)京都きもの友禅友の会取締役          | 2026年4月1日 |
| 橋 本 和 之 | 京都きもの友禅(株)常務執行役員営業本部長兼商品本部長               | 京都きもの友禅(株)取締役営業本部長<br>(株)京都きもの友禅友の会代表取締役社長 | 2026年4月1日 |
| 服 部 雅 親 | —                                         | 京都きもの友禅(株)代表取締役社長商品本部長<br>(株)京都きもの友禅友の会取締役 | 2026年4月1日 |

## (2) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容についてグループ指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。当該決定方針の内容は、以下のとおりです。

#### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブと、株主との一層の価値共有を進めることのできる報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた従業員とのバランスや他社水準を踏まえ適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬（月額報酬）と譲渡制限付株式による株式報酬（非金銭報酬等）によって構成する。監査等委員である取締役および社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみを支払うこととする。

#### b. 固定報酬（月額報酬）

取締役の固定報酬は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、同業他社、当社と同規模の役員別取締役報酬額に関する情報、および当年度の会社業績を勘案し、役位、職責に応じて決定する。

固定報酬と譲渡制限付株式報酬の比率は、100対15～25を目安とする。

業績の年度計画に対し、著しく未達が起きている状況など、著しい業績不振の場合には、各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、固定報酬の自主返納を要請する、又は、グループ指名・報酬委員会の審議および取締役会への答申を経て、取締役会の決議により減額する場合がある。

#### c. 株式報酬（非金銭報酬等）

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、株主総会で決議した報酬枠の範囲内で、直接交付型株式報酬として、割当を受けた日より対象取締役が当社又は当社の子会社の取締役のいずれの地位からも退任するまでの期間を譲渡制限期間とする譲渡制限付株式を付与することができる。

#### d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、総務人事部長が、株主総会で決議された取締役報酬枠の範囲内で同業他社等の情報収集および当年度の会社業績を勘案し、従業員の報酬決定後、株主総会の招集に係る取締役会開催日までに個人別の報酬案を策定する。代表取締役社長は、当該策定された報酬案を確認のうえ、グループ指名・報酬委員会に諮問する。グループ指名・報酬委員会は、独立社外取締役を過半数とする構成において当該報酬案を審議し、必要に応じて修正のうえ、その結果を取締役に答申する。代

表取締役社長は、当該答申に加え、監査等委員会に対しても取締役会に諮る前に取締役の個別報酬に関して説明を行い、監査等委員会からの意見聴取及び同意を得る。取締役会は、グループ指名・報酬委員会の答申を踏まえ、①固定報酬、②株式報酬それぞれの金額に関して決定する。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、グループ指名・報酬委員会からの答申内容が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2020年6月24日であり、決議の内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度年額は200,000千円（うち、社外取締役分は30,000千円）、監査等委員である取締役の報酬限度年額は40,000千円であります。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち、社外取締役は1名）、監査等委員である取締役の員数は3名です。

また、2020年6月24日開催の第49期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議いたしました。

その総額は、年額15,000千円以内、株式数の上限を年60,000株以内としております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は、3名であります。また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分にあたっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職する日までの期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。

当該株式報酬の交付状況は2.会社の株式に関する事項(5)に記載のとおりです。

### ③ 取締役の報酬等の総額等

| 役員区分                             | 報酬等の総額<br>(千円)   | 報酬等の種類別の総額 (千円)  |         |              | 対象となる<br>役員数<br>(人) |
|----------------------------------|------------------|------------------|---------|--------------|---------------------|
|                                  |                  | 基本報酬             | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等       |                     |
| 取締役（監査等委員であるものを除く。）<br>（うち社外取締役） | 39,344<br>(-)    | 36,600<br>(-)    | -       | 2,744<br>(-) | 3<br>(-)            |
| 監査等委員である<br>取締役<br>（うち社外取締役）     | 8,520<br>(8,520) | 8,520<br>(8,520) | -       | -            | 5<br>(5)            |

(注) 非金銭報酬等は、上記②に記載の譲渡制限付株式報酬であり、当事業年度における費用計上額を記載しております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役（監査等委員）有川勉氏は、当社の子会社である京都きもの友禅(株)の監査役及び(株)京都きもの友禅友の会の監査役を兼任しております。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役（監査等委員） 有川勉

当事業年度中の在任期間に開催した16回の取締役会のうち、取締役（監査等委員）として16回全てに出席し、別途書面決議を2回行いました。また、当事業年度中の在任期間に開催した13回の監査等委員会全てに出席いたしました。さらに、2026年3月25日付でグループ指名・報酬委員会の委員長に就任し、同委員会の運営を主導しております。公認会計士としての専門的な知識・経験を活かし、主に不正の未然防止等の観点から、コーポレートガバナンスの向上等について積極的な助言・提言を適宜行っております。

社外取締役（監査等委員） 宮澤佐和子

当事業年度中の在任期間に開催した13回の取締役会のうち、取締役（監査等委員）として13回全てに出席し、別途書面決議を2回行いました。また、当事業年度中の在任期間に開催した10回の監査等委員会全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的な知識・経験を活かし、主に不正の未然防止等の観点から、コーポレートガバナンスの向上等について積極的な助言・提言を適宜行っております。また、2026年3月25日付でグループ指名・報酬委員会の委員に就任しております。

社外取締役（監査等委員） 漆原梢

当事業年度中の在任期間に開催した13回の取締役会のうち、取締役（監査等委員）として13回全てに出席し、別途書面決議を2回行いました。また、当事業年度中の在任期間に開催した10回の監査等委員会全てに出席いたしました。弁護士としての専門的な知識・経験を活かし、積極的な助言・提言を適宜行っております。また、2026年3月25日付でグループ指名・報酬委員会の委員に就任しております。

(注) 宮澤佐和子、漆原梢は、2025年6月25日開催の定時株主総会での就任後に開催された取締役会及び監査等委員会の開催回数・出席回数を記載しております。

#### **(4) 責任限定契約の内容の概要**

当社は会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項各号の額の合計額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

#### **(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の職務の執行に関し損害賠償請求がされた場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の役員等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

Mooreみらい監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                 | 支払額      |
|---------------------------------|----------|
| 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額         | 25,000千円 |
| 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 25,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記の金額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由  
監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画や監査の実施状況等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項・第3項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 会社の支配に関する基本方針

買収防衛策等の方針について特に記載すべき事項はありません。

### (2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、経営の効率化を通じて収益の向上を図り、その成果として得られた利益については、将来の事業展開に伴う資金需要を総合的に勘案し、株主の皆様へ安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

過年度における業績の状況を踏まえ、2024年3月期中間配当以降、配当の実施を見送ってまいりましたが、当期において営業黒字を計上したことから、1株につき1円50銭の配当を実施することといたしました。

次期の年間配当につきましても、安定的かつ継続的な配当を基本方針としつつ、中長期的な財務状況等を総合的に勘案しながら株主還元を行ってまいります。次期の年間配当金は1株当たり1円50銭を計画しております。

(本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については、四捨五入しております。)

## 第55期連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 の 部            |                  |
|-----------------|------------------|--------------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目                | 金 額              |
| <b>流動資産</b>     | <b>5,968,757</b> | <b>流動負債</b>        | <b>4,544,388</b> |
| 現金及び預金          | 3,013,682        | 買掛金                | 130,964          |
| 売掛金             | 1,746,721        | 短期借入金              | 250,000          |
| 商品及び製品          | 738,935          | リース債務              | 4,500            |
| 貯蔵品             | 30,681           | 未払法人税等             | 50,051           |
| 前払費用            | 399,036          | 前受金                | 1,194,992        |
| その他             | 39,699           | 預り金                | 1,992,447        |
|                 |                  | 賞与引当金              | 91,945           |
|                 |                  | 前受収益               | 259,387          |
|                 |                  | 資産除去債務             | 8,922            |
|                 |                  | 契約負債               | 211,024          |
|                 |                  | その他                | 350,154          |
| <b>固定資産</b>     | <b>2,191,304</b> | <b>固定負債</b>        | <b>517,214</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>210,379</b>   | リース債務              | 5,630            |
| 建物              | 206,211          | 資産除去債務             | 511,583          |
| その他             | 4,168            |                    |                  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,980</b>     | <b>負債合計</b>        | <b>5,061,602</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,978,944</b> | <b>純 資 産 の 部</b>   |                  |
| 投資有価証券          | 100,373          | <b>株 主 資 本</b>     | <b>3,094,078</b> |
| 繰延税金資産          | 9,100            | 資本金                | 642,693          |
| 差入保証金           | 1,355,250        | 資本剰余金              | 1,006,986        |
| 敷金及び保証金         | 514,008          | 利益剰余金              | 2,100,793        |
| その他             | 212              | 自己株式               | △656,393         |
|                 |                  | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>1,996</b>     |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金       | 1,996            |
|                 |                  | <b>新株予約権</b>       | <b>2,383</b>     |
|                 |                  | 新株予約権              | 2,383            |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>       | <b>3,098,459</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>8,160,061</b> | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>8,160,061</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 第55期連結損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                                  | 金 額              |
|--------------------------------------|------------------|
| 売 上 高                                | 5,951,600        |
| 売 上 原 価                              | 2,293,997        |
| <b>売 上 総 利 益</b>                     | <b>3,657,602</b> |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費                  | 3,398,567        |
| <b>営 業 利 益</b>                       | <b>259,035</b>   |
| 営 業 外 収 益                            |                  |
| 受 取 利 息                              | 3,211            |
| 受 取 手 数 料                            | 1,416            |
| 雑 収 入                                | 2,109            |
| <b>営 業 外 費 用</b>                     |                  |
| 支 払 利 息                              | 4,772            |
| 雑 損 失                                | 2,770            |
| <b>経 常 利 益</b>                       | <b>258,230</b>   |
| 特 別 損 失                              |                  |
| 賃 貸 借 契 約 解 約 損                      | 4,232            |
| <b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>         | <b>253,998</b>   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税                | 42,604           |
| 法 人 税 等 調 整 額                        | △10,019          |
| <b>当 期 純 利 益</b>                     | <b>221,413</b>   |
| <b>親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益</b> | <b>221,413</b>   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 第55期連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |           |          |           |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|----------|-----------|
|                         | 資 本 金   | 資本剰余金     | 利益剰余金     | 自己株式     | 株主資本合計    |
| 当 期 首 残 高               | 196,013 | 560,305   | 1,953,927 | △730,935 | 1,979,310 |
| 当 期 変 動 額               |         |           |           |          |           |
| 新 株 の 発 行               | 446,680 | 446,680   |           |          | 893,360   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益     |         |           | 221,413   |          | 221,413   |
| 自己株式の取得                 |         |           |           | △5       | △5        |
| 自己株式の消却                 |         |           | △74,547   | 74,547   | -         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           |           |          |           |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 446,680 | 446,680   | 146,865   | 74,542   | 1,114,768 |
| 当 期 末 残 高               | 642,693 | 1,006,986 | 2,100,793 | △656,393 | 3,094,078 |

|                         | その他の包括利益累計額      |                   | 新株予約権 | 純資産合計     |
|-------------------------|------------------|-------------------|-------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | その他の包括利益累<br>計額合計 |       |           |
| 当 期 首 残 高               | -                | -                 | -     | 1,979,310 |
| 当 期 変 動 額               |                  |                   |       |           |
| 新 株 の 発 行               |                  |                   |       | 893,360   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益     |                  |                   |       | 221,413   |
| 自己株式の取得                 |                  |                   |       | △5        |
| 自己株式の消却                 |                  |                   |       | -         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 1,996            | 1,996             | 2,383 | 4,380     |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 1,996            | 1,996             | 2,383 | 1,119,148 |
| 当 期 末 残 高               | 1,996            | 1,996             | 2,383 | 3,098,459 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 第55期貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 の 部                |                  |
|-----------------|------------------|------------------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>2,528,628</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>304,699</b>   |
| 現金及び預金          | 1,144,899        | 短期借入金                  | 250,000          |
| 売掛金             | 28,282           | リース債務                  | 1,622            |
| 前払費用            | 11,674           | 未払金                    | 15,072           |
| 関係会社未収金         | 102,639          | 関係会社未払金                | 8,479            |
| 関係会社短期貸付金       | 3,750,000        | 未払費用                   | 728              |
| 貸倒引当金           | △2,508,866       | 未払法人税等                 | 15,419           |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>390,203</b>   | 預り金                    | 718              |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>22,102</b>    | 賞与引当金                  | 4,630            |
| 建物              | 17,938           | 未払消費税等                 | 8,028            |
| 工具、器具及び備品       | 4,164            | <b>固 定 負 債</b>         | <b>30,519</b>    |
| リース資産           | 0                | リース債務                  | 5,131            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,980</b>     | 資産除去債務                 | 25,387           |
| ソフトウェア          | 0                | <b>負 債 合 計</b>         | <b>335,219</b>   |
| その他             | 1,980            | <b>純 資 産 の 部</b>       |                  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>366,121</b>   | <b>株 主 資 本</b>         | <b>2,579,233</b> |
| 投資有価証券          | 100,373          | 資 本 金                  | 642,693          |
| 関係会社株式          | 236,640          | 資 本 剰 余 金              | 846,693          |
| 繰延税金資産          | 3,294            | 資 本 準 備 金              | 846,693          |
| 敷金及び保証金         | 25,813           | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>1,746,240</b> |
|                 |                  | 利 益 準 備 金              | 275,125          |
|                 |                  | その他利益剰余金               | 1,471,115        |
|                 |                  | 繰越利益剰余金                | 1,471,115        |
|                 |                  | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△656,393</b>  |
|                 |                  | 評価・換算差額等               | 1,996            |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金           | 1,996            |
|                 |                  | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>2,383</b>     |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>2,918,832</b> | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>2,583,613</b> |
|                 |                  | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>2,918,832</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 第55期損益計算書

( 2025 年 4 月 1 日から  
2026 年 3 月 31 日まで )

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額            |
|--------------|----------------|
| 営業収益         | 423,072        |
| 営業費用         | 412,436        |
| 営業利益         | <b>10,635</b>  |
| 営業外収益        |                |
| 受取利息         | 588            |
| 関係会社受取利息     | 56,375         |
| 雑収入          | 329            |
| 営業外費用        |                |
| 支払利息         | 4,417          |
| 支払保証料        | 899            |
| 雑損失          | 1,514          |
| 経常利益         | <b>61,097</b>  |
| 特別利益         |                |
| 貸倒引当金戻入益     | 144,380        |
| 税引前当期純利益     | <b>205,478</b> |
| 法人税、住民税及び事業税 | △9,870         |
| 法人税等調整額      | △4,213         |
| 当期純利益        | <b>219,561</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 第55期株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |         |           |                     |           |
|-------------------------|---------|-----------|---------|-----------|---------------------|-----------|
|                         | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |         | 利 益 剰 余 金 |                     |           |
|                         |         | 資本準備金     | 資本剰余金合計 | 利益準備金     | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計   |
| 当 期 首 残 高               | 196,013 | 400,013   | 400,013 | 275,125   | 1,326,101           | 1,601,226 |
| 当 期 変 動 額               |         |           |         |           |                     |           |
| 新 株 の 発 行               | 446,680 | 446,680   | 446,680 |           |                     |           |
| 当 期 純 利 益               |         |           |         |           | 219,561             | 219,561   |
| 自己株式の取得                 |         |           |         |           |                     |           |
| 自己株式の消却                 |         |           |         |           | △74,547             | △74,547   |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） |         |           |         |           |                     |           |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 446,680 | 446,680   | 446,680 | -         | 145,014             | 145,014   |
| 当 期 末 残 高               | 642,693 | 846,693   | 846,693 | 275,125   | 1,471,115           | 1,746,240 |

|                         | 株 主 資 本  |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|----------|-----------|------------------|----------------|-----------|-----------|
|                         | 自己株式     | 株主資本合計    | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算差額<br>等合計 |           |           |
| 当 期 首 残 高               | △730,935 | 1,466,316 | -                | -              | -         | 1,466,316 |
| 当 期 変 動 額               |          |           |                  |                |           |           |
| 新 株 の 発 行               |          | 893,360   |                  |                |           | 893,360   |
| 当 期 純 利 益               |          | 219,561   |                  |                |           | 219,561   |
| 自己株式の取得                 | △5       | △5        |                  |                |           | △5        |
| 自己株式の消却                 | 74,547   |           |                  |                |           | -         |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） |          |           | 1,996            | 1,996          | 2,383     | 4,380     |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 74,542   | 1,112,916 | 1,996            | 1,996          | 2,383     | 1,117,297 |
| 当 期 末 残 高               | △656,393 | 2,579,233 | 1,996            | 1,996          | 2,383     | 2,583,613 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月28日

株式会社京都きもの友禅ホールディングス  
取締役会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 泉 淳  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 佐 藤 豊 毅  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社京都きもの友禅ホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京都きもの友禅ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月28日

株式会社京都きもの友禅ホールディングス  
取締役会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 泉 淳  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 佐 藤 豊 毅  
業 務 執 行 社 員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社京都きもの友禅ホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第55期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月29日

株式会社京都きもの友禅ホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 有川 勉 ㊟

監査等委員 宮澤 佐和子 ㊟

監査等委員 漆原 梢 ㊟

(注) 監査等委員有川勉、宮澤佐和子及び漆原梢は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



電子提供措置の開始日2026年5月30日

第55期定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況  
連結注記表  
個別注記表

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

株式会社京都きもの友禅ホールディングス

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

#### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営意思決定機関として取締役会を月1回以上開催し、各取締役より計画提案、執行報告等の業務報告を受けて、その内容を審議・確認・統制し、その検討資料とともに議事録を作成して保管しております。

法令・定款への適合が判断しにくい場合には、顧問弁護士、顧問税理士、監査法人等に事前に相談し、適正な判断や意思決定を確保しております。

当社は、「企業行動憲章」、「社員行動規範」を定め、全役職員に周知徹底を図っております。また、コンプライアンス等に関する社内外を窓口とする内部通報制度を整備しており、取締役会、監査等委員会へ適切な報告がなされるための体制を整えております。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会における構成員の業務計画・経過報告・業務報告等は全てその資料とともに議事録として保管しております。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

経営の政策決定に伴う将来的な損失の発生については、政策決定の前段階にて想定できる事項は考慮した上で意思決定を行うこととしております。

社内外で発生する緊急事態に対しては、すみやかに対応責任者となる取締役を定めるととし、損害を未然に防止し、又は、最小限にとどめられるよう対処してまいります。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は原則として毎月1回以上の取締役会を開催し、経営戦略・事業計画等の重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

#### ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の業務執行については、毎月開催の取締役会にて経過報告、財務報告等を行い、業務執行の状況を把握できる体制を構築し、子会社に対し必要な指示、助言、指導を行い、業務の適正を確保しております。

#### ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて監査等委員会の業務補助のためのスタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査等委員の協議により決定することとしております。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項  
監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とすることとしております。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人等の監査等委員会への報告体制及びその他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告することとしております。  
監査等委員は、監査等委員会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとしております。  
また、監査等委員会は、監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに情報の交換を行うなど連携を図っております。
- ⑨ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
前項の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備しております。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員がその職務執行について、当社に対し費用を請求してきたときは、担当部門で審議のうえ、当該費用が当該監査等委員の職務の執行に必要なないと証明した場合を除き、速やかに当該費用を当社が負担します。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社は、財務報告の信頼性を確保するための基本方針を定めており、代表取締役は、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、不備があれば是正する体制の構築を行っております。

## (2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 内部統制システムに関する取り組み

当社は、取締役会において決定した会社法第362条第4項第6号に定める会社の業務の適正を図るための体制の整備に関する基本方針に基づき、当社の内部統制システムの整備・運用状況について評価を実施し、本基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備運用されていることを確認いたしました。

### ② リスク管理に関する取り組み

法的規制等のリスクについては、総務人事部が主体となって管理しており、必要に応じて顧問弁護士等のアドバイスを受けながら関連部署との連携を密にし、規則・規程の整備を行っております。

損失の危機の管理については、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を社内に設置し、定期的に当社グループが抱える諸リスクの審議を行っております。

### ③ 内部監査に関する取り組み

当社の内部監査部門による当社内各部門及び子会社への内部監査を実施いたしました。

### ④ 監査等委員会への情報提供への取り組み

当社の内部監査部門の担当者は、毎月開催されている監査等委員会に出席し、内部監査年度計画に沿って実施した監査結果、日次監査事項での問題点、及び臨店状況等を報告しております。

また、当社では代表取締役と監査等委員との情報共有、意見交換を目的とした会議を定期的開催しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

|          |                               |
|----------|-------------------------------|
| 連結子会社の数  | 2社                            |
| 連結子会社の名称 | 京都きもの友禅株式会社<br>株式会社京都きもの友禅友の会 |

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 持分法を適用していない非連結子会社の状況  
該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入株式等以外のも 法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

の

市場価格のない…移動平均法による原価法

株式等

###### ロ 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商 品…主として個別法（ただし、一部の裏地等については移動平均法（月別））

貯 蔵 品…最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ 有形固定資産…定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属リース資産を除く） 属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法
- ロ 無形固定資産…自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（リース資産を除く）（5年）に基づく定額法
- ハ リース資産…所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③ 重要な引当金の計上基準

- イ 貸倒引当金…債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。
- ロ 賞与引当金…従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足につれて収益を認識する。

当社グループは、持株会社体制のもと、振袖を中心とした呉服販売及びレンタル、写真スタジオにおける成人式前撮り撮影等を行う和装事業を展開しております。

当該事業においては、振袖、訪問着他、和装小物全般、宝飾、その他家庭用品等の販売を行っており、これらの商品の販売は商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、委託販売取引に係る収益については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。また、着物購入時に割賦購入された顧客からの受取利息については、契約に定める料率に基づき、割賦契約の

期間に応じて収益を認識しております。

和装事業においては、振袖の販売もしくはレンタルした顧客に「成人式当日の着付ヘアメイク特典」「前撮り写真撮影特典」「袴無料レンタル」を付与しており、この特典を別個の履行義務として識別し、算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、特典利用まで収益を繰り延べる方法で計上しております。

着物販売時に、表面撥水加工の「ソフトガード加工」を購入した顧客に「5年間クリーニング無料特典」を付与しており、この特典を別個の履行義務として識別し、算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、5年間の期間で収益を繰り延べる方法で計上しております。

写真撮影関連においては、成人式を主とした記念日の写真撮影及び撮影物（アルバム、データ等）商品の販売を行っており、これらの商品の販売は商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

オンラインストアにおいては、振袖、訪問着他、和装小物全般の商品の販売を行っており、これらの商品の販売は商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

## 2. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」に表示していた「原材料及び貯蔵品」は、原材料の残高がなくなったため、当連結会計年度より「貯蔵品」として表示しております。

また、前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「投資有価証券」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

なお、前連結会計年度の「原材料及び貯蔵品」は26,922千円、「投資有価証券」は0千円であります。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 9,100千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、グループ通算制度を適用しており、グループ通算制度適用会社ごとに、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）等に準拠して、将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、当該事業計画の主要な仮定は、和装事業の受注高の見積りであります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提となった和装事業の受注高の実績が、見積に対して大きく変動した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 290,957千円 |
| (2) 担保資産           |           |
| ① 担保に供している資産       |           |
| 預金                 | 150,000千円 |
| ② 担保に係る債務          |           |
| 短期借入金              | 150,000千円 |

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数  
普通株式 21,614,700株
- (2) 配当に関する事項
- ① 配当金支払額  
該当事項はありません。
- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議（予定）               | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|----------------|---------------------|------------|------------|
| 2026年6月24日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 31,049         | 1.5                 | 2026年3月31日 | 2026年6月25日 |

(3) 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

|                     | 目的となる<br>株式の種類 | 目的となる<br>株式の数 | 新株予約権<br>の残高 |
|---------------------|----------------|---------------|--------------|
| 第5回新株予約権（行使価額修正条項付） | 普通株式           | 3,147,700株    | 31,477個      |
| 第6回新株予約権            | 普通株式           | 3,900,000株    | 39,000個      |

(注) 第6回新株予約権につきましては、2026年3月18日開催の取締役会において、残存する全ての新株予約権の取得及び消却について決議し、2026年4月20日付で全ての新株予約権を取得及び消却いたしました。詳細は、「9.重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に預金を用いており、また、資金調達については銀行借入による方針です。また、デリバティブ取引は行っていません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、信販会社によるショッピングクレジットを利用することにより、信用リスクの低減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価の把握を行っております。

差入保証金は、(株)京都きもの友禅友の会において割賦販売法に基づき法務局へ供託している供託金であり、信用リスクに晒されていません。

敷金及び保証金は、賃貸借店舗の差入敷金であり、移転・退店時の敷金回収については貸主の信用リスクに晒されていますが、貸主毎の格付信用情報等を適時確認することにより信用リスクを把握することとしております。

営業債務である買掛金は、全て1ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金の使途は、主に運転資金であります。

リース債務は、主に営業用設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は連結決算日後、最長で5年であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は次表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表価額は0千円であります。また、「現金及び預金」「買掛金」「短期借入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

|             | 連結貸借対照表<br>計上額（※） | 時価（※）     | 差額       |
|-------------|-------------------|-----------|----------|
| (1) 売掛金     | 1,746,721         |           | —        |
| 前受収益        | (259,387)         |           |          |
| 差引          | 1,487,333         | 1,363,943 | △123,390 |
| (2) 投資有価証券  |                   |           |          |
| その他有価証券     | 100,373           | 100,373   | —        |
| (3) 差入保証金   | 1,355,250         | 1,295,933 | △59,316  |
| (4) 敷金及び保証金 | 514,008           | 506,120   | △7,887   |
| (5) リース債務   | (10,130)          | (9,980)   | △150     |

（※）負債に計上されているものは（ ）で示しています。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 売掛金

割賦販売斡旋業務に係る売掛金は、決済までの期間、及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2に分類しております。それ以外は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

(3) 差入保証金

(株)京都きもの友禅友の会において、割賦販売法に基づき法務局へ供託している供託金であります。会員預り金の標準利用期間、及びリスクフリーレートにより割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2に分類しております。

(4) 敷金及び保証金

預託先毎に返還までの期間、及び格付会社の信用格付等に基づく信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2に分類しております。

(5) リース債務

リース債務の時価は、同一の残存期間で同条件のリースを締結する場合の金利を用いて、元利金の合計額を割り引く方法によっており、その時価をレベル2に分類しております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|     | 1年以内    | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 |
|-----|---------|---------|----------|
| 売掛金 | 828,147 | 918,413 | 160      |
| 合計  | 828,147 | 918,413 | 160      |

(注3) リース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内  | 1年超5年以内 |
|-------|-------|---------|
| リース債務 | 4,500 | 5,630   |
| 合計    | 4,500 | 5,630   |

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、「和装事業」の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

|               | 合計        |
|---------------|-----------|
| 和装売上高         | 5,419,648 |
| 金融売上高         | 9         |
| 写真売上高         | 232,988   |
| その他           | 120,484   |
| 顧客との契約から生じる収益 | 5,773,131 |
| その他の収益        | 178,469   |
| 外部顧客への売上高     | 5,951,600 |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約負債の残高等

(単位：千円)

|            | 当連結会計年度 |
|------------|---------|
| 契約負債（期首残高） | 168,121 |
| 契約負債（期末残高） | 211,024 |

契約負債は、主に、振袖の販売もしくはレンタルした顧客に付与している「成人式当日の着付ヘアメイク特典」、着物販売時に表面撥水加工の「ソフトガード加工」を購入した顧客に付与している「5年間クリーニング無料特典」に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、93,457千円であります。

前受金残高のうち922,912千円は、当社グループが顧客から受け取った商品代金のうち、

期末時点において未出荷にかかる残高であり、商品の出荷時に収益が計上されるとともに、一部が契約負債として残存履行義務に配分されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

|         | 当連結会計年度 |
|---------|---------|
| 1年以内    | 130,796 |
| 1年超2年以内 | 45,895  |
| 2年超3年以内 | 20,443  |
| 3年超     | 13,889  |
| 合計      | 211,024 |

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 149円57銭

(2) 1株当たり当期純利益 13円35銭

(注) 「株式給付型E S O P」制度において信託口が保有する当社の普通株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当連結会計年度167,440株)。

## 9. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による第6回新株予約権の取得及び消却)

当社は、2026年3月18日開催の取締役会において、2025年8月29日に発行いたしました第6回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）について、下記のとおり、残存する全ての本新株予約権を取得するとともに、取得後直ちに本新株予約権を消却することを決議し、2026年4月20日付で取得及び消却いたしました。

### 1. 取得及び消却した本新株予約権の内容

|                      |                                 |
|----------------------|---------------------------------|
| (1) 取得及び消却する新株予約権の名称 | 株式会社京都きもの友禅ホールディングス<br>第6回新株予約権 |
| (2) 取得及び消却する新株予約権の数  | 39,000個                         |
| (3) 取得日及び消却日         | 2026年4月20日                      |
| (4) 取得価額             | 936,000円                        |
| (5) 消却後に残存する新株予約権の数  | 0個                              |

### 2. 取得及び消却を行う理由

2026年3月期の業績が好調に推移し、当初計画を上回る利益が獲得できる見込みであり、当初調達を予定していた資金の確保と財務基盤の強化が進んだこと、また、今後の当社の資本政策等を総合的に勘案した結果、第6回新株予約権の要項の規定に従い、残存する第6回新株予約権について取得・消却することといたしました。

## (資本金の額の減少)

当社は、2026年5月11日開催の取締役会において、2026年6月24日開催の当社第55期定時株主総会に資本金の額の減少（減資）について付議することを決議いたしました。

### 1. 資本金の額の減少の目的

今後の機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とするため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行い、その全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

### 2. 資本金の額の減少の要領

#### (1) 減少する資本金の額

資本金の額642,693千円のうち542,693千円を減少して、減少後の資本金の額を100,000千円といたします。

#### (2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金へ振り替えるものです。

### 3. 資本金の額の減少の日程

- |                |                |
|----------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日    | 2026年5月11日     |
| (2) 債権者異議申述公告日 | 2026年5月15日     |
| (3) 債権者異議申述最終日 | 2026年6月15日（予定） |
| (4) 株主総会決議日    | 2026年6月24日（予定） |
| (5) 効力発生日      | 2026年6月24日（予定） |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式…移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法株式等以外のもにより処理し、売却原価は移動平均法により算定）

の

市場価格のない…移動平均法による原価法

株式等

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産…定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属（リース資産を除く）設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）

② 無形固定資産…自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（リース資産を除く）（5年）に基づく定額法

③ リース資産…所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

#### (3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金…債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

② 賞与引当金…従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

## (5) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足につれて収益を認識する。

当社は、事業を行っているグループ各社に対して経営指導・管理業務等を行っております。顧客であるグループ各社に対して一定期間、適時に経営指導・管理業務等を行う履行義務を負っており、当該一定期間が経過するにつれて履行義務が充足されるものと判断しており、一定期間にわたり経営管理料として収益を計上しております。

取引の対価は、収益を計上した翌月に受領しております。

## 2. 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「投資有価証券」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

なお、前事業年度の「投資有価証券」は0千円 であります。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価及び関係会社貸付金の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

|           | 当事業年度     |
|-----------|-----------|
| 関係会社株式    | 236,640   |
| 関係会社短期貸付金 | 3,750,000 |
| 貸倒引当金     | 2,508,866 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

関係会社株式については、取得価額をもって貸借対照表価額としておりますが、関係会

社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは相当の減額を行っております。また、債務超過の関係会社については、投融資先の財政状態及び経営成績を考慮して純資産の回復可能性が合理的に見込めない場合には、該当関係会社に対する債権について貸倒引当金を計上しております。

当事業年度においては京都きもの友禅株式会社が債務超過であるため、当該関係会社に対する関係会社短期貸付金3,750,000千円に対し、貸倒引当金2,508,866千円を計上しております。

② 主要な仮定

関係会社の純資産の回復可能性の判断については、関係会社の過年度における損益の状況、債務超過の程度、翌事業年度の予算などを考慮しております。翌事業年度の予算における主要な仮定は受注高の見積りであります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

関係会社の業績が想定を超えて回復又は悪化した場合には、引当金の戻入、評価損や引当金の追加計上が発生する可能性があり、翌事業年度以降の計算書類に影響を与える可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

|                        |             |
|------------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額     | 224,447千円   |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 |             |
| 関係会社に対する短期金銭債権         | 3,852,639千円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務         | 8,479千円     |

#### 5. 損益計算書に関する注記

|           |            |           |
|-----------|------------|-----------|
| 関係会社との取引高 | 営業取引による取引高 |           |
|           | 営業収益       | 423,072千円 |
|           | 営業費用       | 71,842千円  |
|           | 営業取引以外の取引高 | 57,274千円  |

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

|             |          |
|-------------|----------|
| 自己株式の種類及び総数 |          |
| 普通株式        | 915,136株 |

## 7. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

|                       |              |
|-----------------------|--------------|
| 繰延税金資産                |              |
| 税務上の繰越欠損金             | 967,380千円    |
| 未払事業税                 | 2,770千円      |
| 賞与引当金                 | 1,459千円      |
| 減損損失                  | 14,358千円     |
| 資産除去債務                | 8,001千円      |
| 会社分割による関係会社株式調整額      | 255,712千円    |
| 関係会社株式                | 34,464千円     |
| 貸倒引当金                 | 790,769千円    |
| その他                   | 23,246千円     |
| 繰延税金資産小計              | 2,098,163千円  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △964,349千円   |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △1,126,329千円 |
| 評価性引当額小計              | △2,090,679千円 |
| 繰延税金資産合計              | 7,484千円      |
| 繰延税金負債                |              |
| 資産除去債務対応資産            | △3,271千円     |
| その他有価証券評価差額金          | △918千円       |
| 繰延税金負債合計              | △4,189千円     |
| 繰延税金資産の純額             | 3,294千円      |

### (2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

(単位：千円)

| 種類              | 会社等の名称             | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者との関係                        | 取引の内容                            | 取引金額    | 科目             | 期末残高      |
|-----------------|--------------------|---------------------|----------------------------------|----------------------------------|---------|----------------|-----------|
| 子会社             | 京都きもの友禅株式会社        | 所有<br>直接100%        | 経営管理<br>資金の援助<br>役員の兼任<br>従業員の出向 | 経営指導料<br>(注) 2                   | 406,140 | 関係会社営業<br>未収入金 | 72,644    |
|                 |                    |                     |                                  | 資金の貸付<br>(注) 5                   | —       | 関係会社<br>短期貸付金  | 3,750,000 |
|                 |                    |                     |                                  | 受取利息<br>(注) 5                    | 56,375  | 関係会社<br>未収入金   | 4,713     |
|                 |                    |                     |                                  | 出向者給与<br>(注) 6                   | 71,842  | 関係会社<br>未払金    | 7,086     |
|                 | 株式会社<br>京都きもの友禅友の会 | 所有<br>直接100%        | 経営管理<br>役員の兼任<br>債務被保証           | 経営指導料<br>(注) 2                   | 12,032  | 関係会社営業<br>未収入金 | 2,140     |
|                 |                    |                     |                                  | 当社銀行借入<br>に対する債務<br>被保証<br>(注) 4 | 150,000 | —              | —         |
| 保証料の支払<br>(注) 3 |                    |                     |                                  | 899                              | —       | —              |           |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 当社の運営に必要とする経費を基に合理的に価格を決定しております。
  3. 借入保証については、銀行借入に対して株式会社京都きもの友禅友の会より債務保証を受けております。なお、債務保証の料率については、市場保証料率を勘案して合理的に決定しております。
  4. 借入の担保については、当社の金融機関からの借入金に対して、株式会社京都きもの友禅友の会の預金(150,000千円)を金融機関へ担保提供しております。貸付金利は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
  5. 京都きもの友禅株式会社に対する貸付については、2,508,866千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において144,380千円の貸倒引当金戻入額を計上しております。
  6. 出向者給与については、出向元の給与を基準に双方協議のうえ、決定しております。

## 9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 124円70銭

(2) 1株当たり当期純利益 13円24銭

(注)「株式給付型E S O P」制度において信託口が保有する当社の普通株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当期167,440株)。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による第6回新株予約権の取得及び消却)

当社は、2026年3月18日開催の取締役会において、2025年8月29日に発行いたしました第6回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)について、下記のとおり、残存する全ての本新株予約権を取得するとともに、取得後直ちに本新株予約権を消却することを決議し、2026年4月20日付で取得及び消却いたしました。

### 1. 取得及び消却した本新株予約権の内容

|                      |                                 |
|----------------------|---------------------------------|
| (1) 取得及び消却する新株予約権の名称 | 株式会社京都きもの友禅ホールディングス<br>第6回新株予約権 |
| (2) 取得及び消却する新株予約権の数  | 39,000個                         |
| (3) 取得日及び消却日         | 2026年4月20日                      |
| (4) 取得価額             | 936,000円                        |
| (5) 消却後に残存する新株予約権の数  | 0個                              |

### 2. 取得及び消却を行う理由

2026年3月期の業績が好調に推移し、当初計画を上回る利益が獲得できる見込みであり、当初調達を予定していた資金の確保と財務基盤の強化が進んだこと、また、今後の当社の資本政策等を総合的に勘案した結果、第6回新株予約権の要項の規定に従い、残存する第6回新株予約権について取得・消却することといたしました。

## (資本金の額の減少)

当社は、2026年5月11日開催の取締役会において、2026年6月24日開催の当社第55期定時株主総会に資本金の額の減少（減資）について付議することを決議いたしました。

### 1. 資本金の額の減少の目的

今後の機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とするため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行い、その全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

### 2. 資本金の額の減少の要領

#### (1) 減少する資本金の額

資本金の額642,693千円のうち542,693千円を減少して、減少後の資本金の額を100,000千円といたします。

#### (2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金へ振り替えるものです。

### 3. 資本金の額の減少の日程

|                |                |
|----------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日    | 2026年5月11日     |
| (2) 債権者異議申述公告日 | 2026年5月15日     |
| (3) 債権者異議申述最終日 | 2026年6月15日（予定） |
| (4) 株主総会決議日    | 2026年6月24日（予定） |
| (5) 効力発生日      | 2026年6月24日（予定） |